

(2) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成

✿ 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器を購入する費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

✿ お持ちいただくもの

- ・ 指定医師の意見書（指定様式）
- ・ 見積書（業者から取り寄せてください）

✿ 対象者：次のすべての条件に該当する方（所得制限あり）

- ① 18 歳未満で、身体障害者手帳の交付対象でない児童
- ② 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合
- ③ 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上である場合

※ 医師が特に必要と認めた場合は、30 デシベル未満でも該当となる場合があります。

✿ 助成額：市が定める基準額の 3 分の 2 の金額（下表参照、1 円未満切捨て）

※ 購入金額が基準額に満たない場合は、実際にかかった金額の 3 分の 2

補聴器の種類	基 準 額	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) イヤーモールド (注) イヤーモールドが不要の場合は、左欄の基準額から 9,500 円を減じた額を基準額とする。	5 年
軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円		
高度難聴用ポケット型	53,500 円		
高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
重度難聴用ポケット型	68,500 円		
重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
耳あな型（レディメイド）	101,500 円	補聴器本体（電池を含む。）	5 年
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円		
骨導式ポケット型	74,100 円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 平面レンズ (注) 平面レンズが不要の場合は、左欄の基準額から、不要な平面レンズの枚数に 3,800 円を乗じて得た額を減じた額を基準額とする。	

※ 修理及び電池交換に要する費用は、助成の対象となりません。